

## ○須崎市広報紙発行規則

昭和 38 年 6 月 5 日

須崎市規則第 6 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の行政に関する重要事項を市民に周知徹底させ、市政の円滑な運営に資するため発行する「広報すさき」(以下「すさき」という。)の登載事項等について必要な事項を定めるものとする。

### (発行回数及び配布)

第 2 条 「すさき」は、毎月 1 回発行する。ただし、必要があるときは、臨時号を発行することができる。

2 「すさき」は、市内全世帯に配布する。

### (登載事項)

第 3 条 「すさき」には、市政に関する解説、ニュース、お知らせその他市民の質疑及び要望に対する回答等を登載する。

### (広告)

第 4 条 「すさき」には有料広告(以下「広告」という。)を掲載することができる。ただし、広告掲載のスペースは、第 1 面を除く各紙面の一部とし、総紙面の 4 分の 1 を超えないものとする。

### (広告内容の制限)

第 5 条 広告の種類、内容等は、公の刊行物にふさわしいものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 内容が虚偽誇大と認められるもの
- (3) 個人の氏名広告
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。